

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」の実施について（お知らせ）

標記の件について、受発注者双方の業務効率化を目的に、現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化及び信憑性の確保を図るため、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を下記のとおり導入することとしました。

つきましては、導入の趣旨を十分に踏まえ、適切な対応をお願い致します。

記

1. 対象工事

福岡北九州高速道路公社が発注する全ての工事（年間委託業務を含む）
ただし、受注者が現場担当課へ使用する旨の申し出を行い、承諾を得た工事とする。

2. 適用年月日

- （1）令和元年6月1日以降に契約を行う工事から適用する。
- （2）既契約工事及び令和元年5月31日までに契約を行う工事については、契約後、監督員の承諾を得た上で、実施してよいものとする。

3. 実施方法

別紙、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化要領」参照

4. 問い合わせ先

福岡北九州高速道路公社 企画部技術管理課

電話 : 092-631-3293

FAX : 092-643-7061

メール : fkue-gikan@fk-tosikou.or.jp

デジタル工事写真の黒板情報電子化要領

1. 目的

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入、及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2. 対象工事

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の3. から6. の全てを実施することとする。

3. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、土木工事施工管理の手引きの写真管理基準「撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとし、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用については、土木工事は「技術管理費（共通仮設費率分）の写真管理に要する費用」に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

なお、使用機器の事例として、

URL「<http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

4. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、3. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、土木工事施工管理の手引きの写真管理基準「撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

5. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、土木工事施工管理の手引きの写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(国土交通省：平成28年3月)に準ずるが、4. に示す小黒板情報の電子的記入については、土木工事施工管理の手引きの写真管理基準「写真の編集等」で規定されている写真加工には該当しない。

6. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、4. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお、納品時に、受注者は

URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、監督員は、提出された信憑性に疑義がある場合は、受注者に確認することがある。